

# 改正点の内容

## 助成内容の変更

### ○助成金交付回数の限度を無くしました

これまで助成金の交付は、同一住宅につき1回限りでしたが、過去の助成制度で交付を受けた額と合計して20万円までであれば、何度でも交付を受けられるようにしました。

### ○工事施工基準（別表1）を見直しました。

国及び北海道のガイドラインなどを参考に施工基準の見直しを行いました。

#### 主な改正内容

- ・窓改修時に求める製品の熱還流率について緩和しました
- ・部分断熱改修時に求める部位ごとの使用量について緩和しました
- ・様々な外部改修工法に対応しました
- ・節湯型水栓の交換・設置に対応しました
- ・住宅の外部における手すり設置、段差解消などに対応しました
- ・床改修時におけるイージーメンテナンス材や衝撃性配慮材への交換及び設置に対応しました
- ・水栓の交換に伴う流し台本体及び洗面台本体の交換は対象外としました
- ・浴室改修時に求める製品の最低内法寸法について緩和しました

## 添付書類の変更

### ○交付申請時

所有者の親若しくは子若しくは配偶者が申請する場合は、所有者との関係を示すため、交付申請書（様式第1号）への「戸籍謄本」の添付が必要となりました。

## 様式の変更

### ○交付申請書（様式第1号）・完了検査調書（様式第10号）

2種類の様式が変わりました。